

(別紙)

### 時系列証拠説明書

日時	事実	証拠
平成26年 3月3日	本件訴訟の、動物保護事業で使用する目的で、原告が代表を務めるトラストリレーションLLP(以下LLPという)(甲第7号証)と、訴外有限会社タイシン(以下タイシンという)が、動物保護施設建設の工事請負契約を32,586,000円で締結した(甲第8号証)。本契約は22,810,200円を原告がタイシンに支払い、残額9,775,800円を残すのみであった。	甲7 甲8
平成27年 7月17日	甲8の工事が遅延していたので、原告はタイシンに苦情を申し出ていたところ、原告が関わらない所で、LLPの動物保護事業の宮古島の現場責任者であった、被告呉屋順子(以下呉屋という)がタイシンと、新しく、同じ工事契約を締結し直して、工事契約者を原告から呉屋に代えた(甲第9号証)。呉屋は、LLPに委任されて、被告特定非営利活動法人La-Vida(以下ラヴィーダという)の代表理事に就任していたが、ラヴィーダは原告LLPの組合員であり、原告が作った法人である。ラヴィーダはLLPから委託された動物保護活動を宮古島で行っていたが、現場監督として呉屋を起用して、宮古島の動物保護事業の現場監督を呉屋に行わせていた。これによりタイシンは、「呉屋さんと契約し直したので、今後は最後まで呉屋さんと工事を進めていく」と言い出して、原告からの苦情を受け付けなくなった。	甲9
平成27年 11月	残金9,775,800円を支払うだけであったはずの建設工事代金が、短期間の内に122,519,239円(甲第10号証)と高額になり、それとは別で、防水工事代金が46,440,000円(甲第11号証)という、合計で168,959,239円もの、途方もない金額に値上がりしたと、タイシン及び新たに呉屋と契約していた、訴外有限会社アクアマインド(以下アクアマインドという)から、原告に支払い請求が来た。原告は、本件に関して何も知り得ていなかったもので、契約当事者の呉屋に、不透明な工事金額や、契約の確認と説明を求めるために、何度も電話をしたりするも、呉屋は原告との連絡を一切断ってしまい、タイシン及びアクアマインドと一緒に行動を共にする様になった。そして、呉屋自身が独断で契約した工事代金を、契約の当事者ではない原告LLPに対して請求してきた。その様な経緯で呉屋は、タイシン及びアクアマインドと共謀の末に、不法な支払い要求を続ける様になった。	甲10 甲11
平成27年	原告LLPが、呉屋等からの不透明な工事代金の支払いを断固拒否していたと	甲12

1 2 月	<p>ころ、共謀関係にあった、呉屋とタイシン及びアクアマインドは、「代金を支払わなければ建設した施設を解体撤去する」と言って、数々の脅しや嫌がらせをする様になった。そして、呉屋から、LLP 組合員の訴外高群恵子（以下高群という）に同年 1 2 月 5 日、原告が金員を支払わないから業者が原告の工事現場を荒らしているという内容のメールが届いた（甲第 1 2 号証）。そして、呉屋と共謀関係にあるアクアマインドは、「呉屋さんから話は聞いています」「砂川さんにお金があるのは分かっているので、お金が無いは通じませんよ」等と話して、引き続き原告 LLP に対しての恐喝を続けた（甲第 1 3 号証）。それでも、原告 LLP が支払いに応じないでいると、呉屋等は原告の動物保護施設に対して、大規模な破壊行為を行った（甲第 1 4 号証）。また、呉屋等の恐喝は原告の実家にまで及び、原告実家建物に唾を吐きかけ、生卵やコーヒ一等が投げつけられ、生ゴミをまき散らし、嫌がらせの張り紙をして、近所中に原告家族を中傷したビラを撒くなどの行為をした（甲第 1 5 号証）。尚、甲 1 2 は、呉屋が原告 LLP から、金員を脅し取るために、高群に送って来たメール文であるが、実際に業者は現場に来ておらず、その日に破壊行為は無かったにも関わらず、タイシン及びアクアマインドと呉屋が結託して、原告 LLP から金員を脅し取る目的で行った虚言であった事が、後に大阪地裁で行われた、平成 3 0 年（ワ）第 1 0 2 9 5 号訴訟の、呉屋の本人尋問（令和 2 年 9 月）で判明した。そして同訴訟で、呉屋は、タイシン及びアクアマインドとの契約主にも関わらず、呉屋自身には支払う義務が無く、支払いは原告にさせるという書面を工事業者と交わしている事も解った（甲第 1 6 号証）。しかも、原告が金員を支払った場合、業者から呉屋にキックバックなる金員が支払われる約束になっていた。同平成 3 0 年（ワ）第 1 0 2 9 5 号訴訟の本人尋問（令和 2 年 9 月）で呉屋は、「アクアマインドの請求は詐欺であるが、砂川さんの工事費については支払わないといけないと思っている」と裁判長の前で証言していたにも関わらず、裁判が結審した令和 2 年 1 1 月以降に原告との連絡を再び絶った。</p>	甲 1 3 甲 1 4 甲 1 5 甲 1 6
平成 2 8 年 1 月～	<p>原告は呉屋に対して、原告 LLP に一切の確認を行わずに、独断でタイシン及びアクアマインドと高額な契約を行い、原告が代金を 2 2, 8 1 0, 2 0 0 円支払った動物保護施設への破壊行為を行い、多大な損害を与えた事で、ラヴィーダの代表理事を解任するので、ラヴィーダの理事から外れる事を命じた。すると呉屋は原告に対して、タイシン及びアクアマインドと共に行った、原告の動物保護施設などの損壊被害の弁償をしたいと申し出た。呉屋は、タイシン及びアクアマインドに自身が騙されていたので、この度、原告に与えた</p>	甲 1 7

	<p>損害の責任は呉屋自身が全て取るので、訴訟は行わないで欲しいと主張して、被害を受けた建物自体も自分が買い取りたいと申し出て、自分たちが壊した施設の改修工事をして欲しいと原告に懇願してきた。そこで、LLPの会議で採決を取ったところ、呉屋が言う、損害を全て自分が弁償するという意思をくみ取って、LLP組合員のNGO環境開発機構（以下NGOという）が、呉屋等に損壊された建物の改修工事に当たる事で可決した。それにより甲第17号証の契約が締結された。</p>	
平成29年5月～	<p>原告は契約にそって、甲17の工事を着々と終わらせていたが、契約通りの支払いが全く無い状況であったところ、呉屋からは、「私が率先して現場の責任者になるので、動物保護事業の募金による寄付金から支払いたい」との申し出があった。呉屋の言葉と誠意を信じた原告及びLLP組合員一同は、会議を行い、LLPの宮古島事業部を作り、そこを呉屋に任せる事で呉屋の誠意に答えた（甲第18号証）。また、LLPの会議で、LLP組合員のInternational Investment LLC（以下LLCという）が担当していた動物保護事業を、同じく、LLP組合員であるラヴィーダに委託した（甲第19号証）。LLPの会議では、動物保護事業の一環で新たな部門として、原告LLCが新設した、宮古島アニマルレスキューチーム（以下アニマルレスキューチームという）でクラウドファンディングと募金を集めて、甲17の代金及び甲1の賃料を賄うという事で可決した。また、LLP組合員から、訴外中川洋子（以下中川という）と訴外谷川眞由美（以下谷川という）が、ラヴィーダの理事に新たに就任して、代表理事は呉屋から原告に代わる事が可決された。そして、工事代金を募金から賄う事が可決されたので、甲17を新たに、金銭消費貸借契約書（甲第20号証）として契約を見直した。また、呉屋とアクアマインド及びタイシンが損壊させた動物保護施設が、原告の改修工事により運営可能な状態になったので、甲1の建物賃貸借契約書が締結された。</p>	<p>甲1 甲18 甲19 甲20</p>
平成30年2月～	<p>LLPで可決していたラヴィーダの役員変更で、呉屋に代わり原告が代表理事に就任する手続きを進めていたところ、呉屋から、アニマルレスキューチームの志気を高めるために、熱心に手伝ってくれているボランティアからも就任させて欲しいので、メンバーが決まれば呉屋自身が変更登記を行うから、登記変更を待つて欲しいとの提案があった。それに伴い原告はラヴィーダの役員変更登記を呉屋に任せた。また、甲19の内容が見直されて、2月9日に新たに甲2として締結し直される事となり、事業や募金の権利の帰属など、それまで原告LLPと呉屋で話し合われていた、本件の動物保護事業に関する</p>	<p>甲2 甲21</p>

	<p>権利関係等の合意内容が全て決まった。また、呉屋から原告が請け負っていた甲17の改修工事が、3月20日に全て完成した。5月からは、呉屋から、ラヴィーダの役員に関する就任登記のメンバーが決まったとの話があり、原告とLLPの谷川、中川に加えて、呉屋が選んだボランティアの訴外戸田亜喜代、訴外砂川瑛麻、訴外緒方久子がラヴィーダの理事に加わる事になったので、呉屋が変更登記手続きを行う事になった（甲第21号証）。そして、呉屋の右腕的な存在として、アニマルレスキューチームのボランティアをすることの説明をされて、被告中原絵梨奈（以下中原という）を紹介された。呉屋は中原を、「自分の右腕的存在」「イベントガールをしていたので譲渡会などのイベントの手伝いをさせる要員」「信用しても良い人物なので何でも話して大丈夫」等と説明して原告を信用させ、原告が行っていた事業計画の一部始終を話していた人物であった。呉屋は原告に対して、「イベントガールにも次に取得する施設を見せてあげたい」「信用できるので今後の計画を話しても大丈夫な人」「手伝ってくれているボランティアたちも連れて行く」等と話して、クラウドファンディング及び募金からの工事代金の支払で、原告が取得予定であった、訴外宮里獣医師（以下宮里獣医という）の上野字宮国1809及び1810番地の不動産を、中原にも見せたいと申し出た。呉屋の意見をくみ取り、原告は宮里獣医から、買い取る予定であった建物の鍵を借りて呉屋及び中原を当該不動産に連れて行って全てを見せた。</p>	
<p>平成30年 8月～</p>	<p>原告は呉屋との契約に則り、業務委託費（甲第2号証）を、呉屋に対して、これまでに合計526万円支払った（甲第22号証）。しかし、呉屋からは金銭消費貸借契約（甲第20号証）の利息にあたる64万円が返ってきたのみであった（甲第23号証）。この平成30年8月に、原告のアニマルレスキューチームで譲渡会を行った後に、呉屋は原告との連絡を徐々に絶つようになり、それ以降は一切の支払を行わなくなった。甲2の契約の上で私が管理していた、ラヴィーダとアニマルレスキューチームの通帳（甲第2号証第1条の7）のうち、アニマルレスキューチームの通帳は、8月の譲渡会が行われた日の数日後に、呉屋から、「会計の計算に使うのでマート（アニマルレスキューチーム）の通帳を貸して欲しい」と言われた際に原告が呉屋に貸し出したが、原告が返却するように呉屋に何度申出ても、一切無視しており返ってこない。また、宮古島の原告の部屋から、原告が管理していたラヴィーダの印鑑や書類、原告保護施設の各種の鍵が、何者かにより盗難されていた。更に、原告が管理していたラヴィーダの通帳は、呉屋により盗難届が出されて無効化され、呉屋はラヴィーダの通帳の再発行をして自身の物とした。</p>	<p>甲22 甲23</p>

<p>平成31年 3月～</p>	<p>原告がラヴィーダに委託した甲2業務委託契約書の事業（甲第2号証第1条の2）を、呉屋と共謀した、被告特定非営利活動法人KATZOC代表者理事黒田友恵（以下カゾックという）及び中原が、権利者である原告に無断で事業を乗っ取り、原告の宮古島アニマルレスキューチームの名でクラウドファンディングを行い、集まった金員7,808,000円を全て持ち去った（甲第3号証）。なお、甲3で映っている施設は原告の施設である。そして原告の創設したアニマルレスキューチームを、原告に一切の断りもなく、宮古島SAVE THE ANIMALSと改名して、原告に権利が帰属する契約であった、クラウドファンディングと募金（甲第2号証第1条の4及び第4条）を全て横領して、原告が募金の金員で買い取る事になっていた、宮里獣医の上野字宮国1809及び1810番地の不動産（甲第2号証第1条の4及び5）を、中原が父親名義で取得した（甲第4号証）。なお、甲4に写っている施設は、LLP所有の、原告が建設した施設であり、当該施設で原告がアニマルレスキューチームの活動を行っていた。中原は、呉屋が原告に紹介した、原告の保護活動を手伝うボランティアの一人に過ぎない存在であったので、原告としても、そんな存在の者が、原告の事業を不法占拠する等とは思ってもよらなかった。呉屋は相変わらず原告から逃げて、連絡を一切絶っていたので、原告はLLP組合員の中川を通じて、呉屋に、持ち出した通帳や印鑑の返還を求めたところ、呉屋からは甲24の返事が返ってきた（甲第24号証）。この頃より呉屋は、「代表を中原に変えたので、砂川に対して一切の支払いをする義務はない」「取られる物も無いので裁判をされても怖くない」「裁判で負けても破産すれば良いだけ」「犬と猫以外は募金が集まらないから、需要の無い他の動物は砂川のペットに過ぎないので減らしていく」「募金は犬と猫に使うので一切渡さない」「水光熱費などの施設の維持費は砂川が払わなければ魚の水槽のモーターを止める」（モーターを止めると動物は死ぬ）などと、LLP組合員の中川に主張して、動物保護施設の維持費の金員を恐喝するようになった。</p>	<p>甲3 甲4 甲24</p>
<p>令和2年 2月～</p>	<p>呉屋は、原告との契約を一方向的に反故にして、原告の代金請求に対して、「今は中原が代表なので支払う義務は無い」と、相変わらずLLPの中川に主張していた。契約内容の全ての権利を中原に渡したと言いつつ、自身は原告の保護施設を不法占拠して、契約では募金から支払われるはずであった施設の維持費（甲第2号証第1条の4）について、「光熱費などの運営費は砂川に支払わせないと、水槽のモーターをストップして魚などの動物から処分していく」（モーターを止めると動物は死ぬ）と言って、原告がそれに応じなければ、保護動物に危害を加えるとして、金員の恐喝を繰り返していた。原告は、既</p>	<p>甲25</p>

	<p>に完了させた工事代金や、賃貸借契約の家賃が、呉屋及び中原から一切支払われない事に加えて、原告が呉屋に委託した募金などの、保護活動の収入源をも、呉屋と共謀した中原及びカズックに横領されてしまい、原告には支払いが全くなされない状況であったところ、動物保護施設の運営費を賄う為に、原告の事業組合である LLP で会議が行われて、甲 17 及び甲 20 の貸主である、LLP 組合員の NGO 環境開発機構を法人化して、NPO 法人 La-Vida（以下 NLa という）（甲第 25 号証）として登記し、そこで行う募金で、呉屋が不法占拠している、原告保護施設の運営費を賄うという事が、LLP の総会で可決された。</p>	
令和 3 年 3 月	<p>NLa の活動を知った呉屋が、国際弁護士を名乗る、訴外照井公基（以下照井という）と共謀して、NLa の通帳を詐取した（甲第 26 及び 27 号証）。その手口として、呉屋は、NLa の通帳を、原告に盗難された自分の物であると、金融機関に虚偽の事実の申告をして詐取した（ラヴィーダの通帳を奪った時と同じ手口である）。口座を詐取した呉屋は、「砂川が募金を集める事は私の許可なく行わせない」などと言って、原告の事業の妨害を続けた。また、原告が自身のなりすましの詐欺をしたと主張して、刑事告訴や民事訴訟を起こす意向を原告に伝えてきた。そして、原告に募金は集めさせないが、「水光熱費などの経費は砂川が支払わなければ、保護動物の水生生物の水槽や、プールのモーターを止める」（モーターを止められれば動物は死ぬ）と脅して、金員の支払いの強要を続けた。</p>	甲 26 甲 27
令和 3 年 7 月	<p>呉屋等が原告を訴えると息巻いていたが、原告がいくら待っても、呉屋等からの訴状は届かなかった。原告は問題解決に向けて、呉屋との契約に伴った内容証明を送ったが、呉屋は全てにおいて、原告に一切の返答をする事はなかった。呉屋は、LLP 組合員の中川に対して、「砂川の内容証明に答える義務は無い」「私は第三者を通してしか砂川とはやりとりはしない」などと主張して、原告が、内容証明に関わる事で、再三呉屋に電話をしても、電話に出る事も無ければ、折り返す事も無く、全てを無視して全く応じなかった。</p>	甲 28 甲 29
令和 3 年 11 月	<p>原告は呉屋の要望を聞き入れて、第三者である代理人弁護士を用意して、呉屋へ書面を送った（甲第 30 号証）。しかし呉屋は、これに対しても全く返答をせずに逃げた。</p>	甲 30
令和 4 年 2 月～	<p>呉屋が、原告の第三者である弁護士に対しても、一切を無視していたので、契約の履行と金銭の支払いを促すべく、原告は呉屋に幾度も電話をした。しかし、呉屋は一切に対して無視して逃げており、相変わらず中川にのみ自分の主張を伝えていた。その中で、「砂川さんと決着するには裁判しかない」「私</p>	甲 31

<p>から裁判をする事はない」等と主張していたので（甲第31号証）、この度、 {令和4年（ワ）3495号}、{令和4年（ワ）3562号}、{令和4年（ワ） 3614号} の、呉屋との各種契約ごとに訴訟を起こした。</p>	
--	--

大阪地方裁判所第22民事部2係 御中

令和4年(ワ)第3562号 賃料等請求事件

原告 砂川智秀

被告 特定非営利活動法人 La-Vida 他3名

令和4年6月22日

原告 砂川智秀

証拠説明書

号証	標目	原本 ・写し	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲7	トラストリレーション LLP 契約書	写し	平成29年 5月15日	砂川智秀	原告組合であるLLPの定款。ラヴィーダは原告LLP組合員である。	
甲8	工事請負契約書	写し	平成26年 3月3日	(有)タイシン	原告とタイシンが締結した工事請負契約書。22,810,200円までの支払が終わり、残金9,775,800円を残すのみであった。	
甲9	工事請負契約書	写し	平成27年 7月17日	(有)タイシン	呉屋がタイシンと締結した工事請負契約書。	
甲10	工事請負契約書	写し	平成27年 11月20日	(有)タイシン	呉屋とタイシンが締結した甲9の工事請負契約書の金	

					額が急に上がったと主張して、呉屋等が、原告 LLP 組合員に署名押印を強要してきた契約書。
甲 1 1	工事費用支払い契約書	写し	平成 27 年 1 1 月 2 9 日	(有) アクア マインド	原告に一切の断りなく、呉屋とアクアマインドが締結した防水工事の契約書。
甲 1 2	LLP 組合員高群と呉屋のメールのやりとり	写し	平成 27 年 1 2 月 5 日	高群恵子	呉屋等が、原告 LLP から金員を恐喝する為に、呉屋が高群に送ってきたメール。尚、原告が通報した警察が、現場に到着したところ、呉屋が立ちはだかり、警察官を原告施設内に入れる事を強行に阻止した。後に行われた、平成 30 年 (ワ) 第 10295 号訴訟で、呉屋の言う、「業者が水槽を剥がした」

					<p>という事実は12月5日時点では無かった事が判明して、本件は、呉屋等が、LLPから金員を詐取する為に打った猿芝居であった事が解った。</p>	
甲 13	原告とアクアマインドのメールのやりとり	写し	平成27年 12月12日	砂川智秀 (有)アクアマインド	<p>呉屋と共謀したアクアマインドが、原告に金員を恐喝してきたメール。呉屋はLLPの内部情報をアクアマインドに漏らして、7～10億円もの金員を原告が所持していると思い、恐喝を行った。</p>	
甲 14	原告にタイシンから送られたメールと、原告がアクアマインドに送ったメール	写し	平成27年 12月13日	砂川智秀 (有)タイシン	<p>タイシンが原告に送ってきた、現場の破壊行為の画像。呉屋等は、12月5日の猿芝居に続いて、実際に原告保護施設の破壊行為</p>	

					を行った。	
甲 15	原告の実家が 呉屋等に襲撃 された時の張 り紙など	写し	平成27年 12月	呉屋順子 (有)アクア マインド (有)タイシ ン	呉屋等が原告 の実家を、何度 も襲撃した際 の貼紙や、実家 建物に投げつ けられた、卵や コーヒー等の 跡の画像と、脅 えた原告家族 が、警察にパト ロールを頼ん だ証拠。	
甲 16	呉屋とアクア マインドの契 約書	写し	平成27年 11月29 日	呉屋順子	アクアマイン ドとの工事契 約者は呉屋で あるが、支払い 責任は砂川で あると、原告に 何の許可も無 く作成された 契約書。	
甲 17	改修工事請負 契約書	写し	平成28年 5月20日	砂川智秀	呉屋が、原告に 与えた損壊被 害などの、被害 弁償をしたい と申し出て締 結された契約 書。	

甲 18	LLP 規約	写し	平成29年 7月7日	呉屋順子	損壊被害の弁償をしたいという、呉屋の言葉を信じて、原告組合の会議で、LLPの宮古島支部を呉屋に任せた際の規約。
甲 20	業務委託契約書	写し	平成29年 11月7日	砂川智秀	ラヴィーダに、原告LLP組合員のLLCが、動物保護事業を委託した際の契約書。
甲 21	ラヴィーダの 就任承諾書	写し	平成29年 11月7日 ～	中川洋子 谷川眞由美 砂川智秀 緒方久子 砂川瑛麻 戸田亜喜代	呉屋が法務局に提出すると言っていた、ラヴィーダの理事就任承諾書。
甲 22	LLC 通帳	写し	平成29年 11月16 日	砂川智秀	原告が呉屋に支払った、業務委託代金。
甲 23	NGO 通帳	写し	平成29年 11月16 日	砂川智秀	呉屋が原告に支払った、改修工事代金の利息。
甲 24	呉屋がLLP中 川に送った LINE	写し	平成31年 3月	呉屋順子	原告に無断で、呉屋が持ち出した、ラヴィーダ及びアニマルレスキュー

					チームの通帳等の返還を求めた事に対する、呉屋から中川へ送られた回答。モーターを止めれば動物は死ぬし、移動させる場所など、原告施設にはない。	
甲 25	NPO 法人 La-Vida の定款	写し	令和2年 2月27日	砂川智秀	ラヴィーダを呉屋が不法占拠した事に対応して、原告LLP組合員のNGOを、NPO法人 La-Vidaとして登記した際の登記簿。	
甲 26	照井公基と原告のメールのやりとり	写し	令和3年 3月	砂川智秀 照井公基	原告の NLa の通帳を、照井と共謀した呉屋が詐取した際に、原告に照井が送って来たメールと、それに対する原告の返答。	
甲 27	呉屋と LLP 中川及び、中川と原告との LINE での会話。	写し	令和3年 3月	呉屋順子 中川洋子 砂川智秀	原告 LLP と呉屋の会話内容で、会話してる人物は以下の通り。	

					<p>1 呉屋と中川。  2 原告と中川。  3, 4, 5 呉屋と中川。  6, 7 原告と中川。  8 呉屋と中川。  9 原告と中川。  10 呉屋と中川。  11 原告と中川。</p>	
甲 28	催告書	写し	令和3年 7月8日	砂川智秀	原告が呉屋に送付した催告書。	
甲 29	通知書	写し	令和3年 8月2日	砂川智秀	原告が呉屋に送付した通知書。	
甲 30	通知書	写し	令和3年 11月9日	原告代理人 弁護士	原告の代理人弁護士が呉屋に送付した通知書。	
甲 31	呉屋と LLP 中川及び、中川と原告との LINE での会話。	写し	令和4年 3月	砂川智秀 中川洋子 呉屋順子	原告 LLP と呉屋の会話内容で、会話してる人物は以下の通り。 1, 2, 3 原告と中川。 4 呉屋と中川。	

